

農用地等の確保等に関する基本指針に係る 国と地方の協議の場設置要領

令和7年4月11日付け7農振第70号

1 目的

近年、我が国の食料及び農業をめぐっては、国際情勢の変化等により世界の食料需給が変動する中で、国内の農地面積の減少、農業従事者の減少及び高齢化が進行していることなどから、将来にわたる国民への食料の安定供給の確保のための対策を講ずることが急務であったため、国内の農業生産の基盤である農地を確保する観点から、「食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律」により、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）が改正された。

これにより、農用地等の確保等に関する基本指針を定め、又は変更しようとするときは、都道府県知事、市長及び町村長の全国的連合組織等による協議の場を設け、協議を行うこととされたため、国と地方の協議の場（以下「協議の場」という。）を設置する。

2 構成員

協議の場の構成員は、次のとおりとする。なお、協議の場において必要と認める場合には、その他の関係者をオブザーバーとして出席させることができる。

- ① 農林水産省を代表する者 一人
- ② 都道府県知事の全国的連合組織（地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の3第1項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。以下同じ。）を代表する者 一人
- ③ 市長の全国的連合組織を代表する者 一人
- ④ 町村長の全国的連合組織を代表する者 一人

3 公開

- (1) 会議は公開とする。ただし、協議の場の運営に著しい支障があると認められる場合には、非公開とすることができる。
- (2) 議事等については、公表するものとする。

4 雑則

上記のほか、協議の場の運営に関し必要な事項は、協議の場に諮って定める。

5 事務局

協議の場に係る事務は、農村振興局農村政策部農村計画課において処理する。